

特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会  
歯周インプラント認定医制度施行細則

- 第1条 特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会（以下「本会」という）認定制度規則（以下「規則」という）の施行にあたって、本会歯周インプラント認定医に関して同規則に定められている事項以外は、次の各条に従うものとする。
- 第2条 規則第7条における本会歯周インプラント認定医の認定は、次の各号に該当する者であって、認定審議委員会の審査で可否を判定し、理事会の議決を経て行う。
- (1) 歯科医師の免許証を有する者。
  - (2) 本会認定医である者。
  - (3) 通算5年以上歯周治療およびインプラント治療にたずさわった者及びこれと同等以上の経験を有すると認められた者。
  - (4) 歯周インプラント認定医の申請時において継続して5年以上の本会会員歴を有する者。
  - (5) 年次大会・支部教育研修会への参加が5年間で5回以上である者。（年次大会を3回含む）
  - (6) 本会が行う倫理利益相反委員会企画講演を1回以上受講した者。
  - (7) 本会歯周インプラント指導医1名の推薦がある者。
  - (8) 歯周インプラント認定医申請時に教育研修単位が50単位以上の本会会員である者（附表1）。
  - (9) 歯周インプラント認定医審査に合格した者。
  - (10) 本会の禁煙宣言に賛同する非喫煙者。
2. 歯周インプラント認定医審査については別に歯周インプラント認定医審査施行細則を定める。
- 第3条 規則第8条により「認定」された者は、あらかじめ登録料を納付しなければ歯周インプラント認定医認定証の交付を受けることができない。
- 第4条 規則第15条に関し、止むを得ない理由で更新の申請ができないと認定審議委員会が認めた場合には、歯周インプラント認定医資格保全のため3年以内の更新期限の延長を認める。延長期限内に学会活動が困難だった理由を記した届けを添えて更新申請を行う。—
2. 未更新による歯周インプラント認定医資格喪失者が新規申請するときは、手数料を添え未更新の理由および申請のための必要書類を提出し、次の各号のいずれかで審査を受けなければならない。
- (1) 歯周インプラント認定医試験（1症例を発表し口頭試問）
  - (2) 症例報告による審査（書類審査）（歯周インプラント認定医審査施行細則第4条の要項に則った5症例）
- 第5条 規則第15条における、歯周インプラント認定医更新の生涯研修単位基準は、附表2に定める研修単位の合計単位による。所定の研修単位は5年間で研修会出席は60単位以上とする。研修会出席は本会年次大会・支部教育研修会への参加を5年で5回以上（年次大会3回を含む）であることを必須条件とする。
- 第6条 歯周インプラント認定医の認定更新を申請しようとする者は、手数料を添え認定更新申請書と歯周インプラント認定医研修記録簿を認定審議委員会に提出しなければならない。
2. 歯周インプラント認定医更新の申請は、更新時の1年前から行うことができる。
- 第7条 この制度の施行に関わる諸手数料を次のように定める。
1. 認定申請料 2万円

1. 登録料 4万円

1. 更新手数料 2万円

第8条 この細則の変更は理事会の議決を経て、総会での報告を必要とする。

附則

本施行細則は、平成25年6月15日から施行する。

本施行細則は一部改正し、平成27年3月15日から施行する。

本施行細則は一部改正し、平成27年7月18日から施行する。

本施行細則は一部改正し、令和元年6月22日から施行する。

本施行細則は一部改正し、令和2年3月31日から施行する。

本施行細則は一部改正し、令和2年6月7日より施行する。

本施行細則は一部改正し、令和6年6月17日より施行する。

更新時に満65歳に達した者は、認定期限が令和7年3月末までの場合に限り、歯周インプラント認定医生涯研修記録簿の提出を免除する。